

令和6年 第2回(7月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和6年 第2回(7月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和6年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 7月10日(水曜日)

会 期 1日間

閉 会 7月10日(水曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
7	10	水	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

令和6年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和6年7月10日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 9番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第46号 財産の取得について
- 第6, 議案第47号 権利の放棄について
- 第7, 議案第48号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
46	財産の取得について	予算 特別委員会
47	権利の放棄について	予算 特別委員会
48	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

令和6年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 令和6年7月10日 午前10時

招集場所 篠栗町役場議場

招集日の出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、古屋宏治議員、9番、栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日7月10日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第46号から議案第48号までの3議案でございます。

それでは、議案第46号から議案第48号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和6年第2回臨時会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、提案理由を説明いたします。

議案第46号は「財産の取得について」であります。

本議案は、ケアユー株式会社と2019年2月27日に締結した土地売買契約書に基づき、売却した土地について、使用及び事業開始の見込みがなく、撤退の意思表示もなされていることから、買戻し権を行使し、当該土地を取得するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番10、面積は、8,359平方メートル、買戻し金額は、3億9,626万208円、買戻しの相手方は、ケアユー株式会社 代表取締役 八尋滋泰であります。

議案第47号は「権利の放棄について」であります。

本議案は、ケアユー株式会社と2019年2月27日に締結した土地売買契約書第13条第1項に基づく買戻し特約の行使に伴い生じる違約金について、本契約書第14条第5項に基づき免除するとともに、第15条に定める損害賠償請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号は「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に550万円を追加し、予算総額を138億3,335万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税を550万円追加するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費におきまして、企画費として、相談業務委託料に550万円を追加するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第48号の3議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

それでは、この後引き続き、予算特別委員会を行いますので、本会議を暫時休止いたします。

休止 午前10時05分

再開 午前11時20分

○議長（荒牧 泰範） それでは、本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第5、議案第46号「財産の取得について」

ここで、お諮りいたします。

日程第5から日程第7の議案第46号から議案第48号までの3議案については、関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、3議案を一括して委員長報告を受け、採決については、1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第46号から議案第48号までの3議案を一括議題といたします。

当該議案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、3議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第46号「財産の取得について」、議案第47号「権利の放棄について」及び議案第48号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」、一括で報告をいたします。

議案第46号は、篠栗北地区産業団地内事業用地2に係る用地の取得であり、所在地は、篠栗町彩り台346番10、地積は、8,359平方メートル、買戻し金額は、3億9,626万208円、買戻しの相手方は、福岡市中央区長浜一丁目3番4号綾杉ビル北天神5階、ケアユー株式会社 代表取締役 八尋滋泰であります。

議案第47号は、同じく事業用地2の売却時に締結した契約の違約金の免除及び損害賠償請求権の放棄であり、権利の相手方は、福岡市中央区長浜一丁目3番4号綾杉ビル北天神5階、ケアユー株式会社 代表取締役 八尋滋泰。

権利の内容は、ケアユー株式会社と2019年2月27日に締結した土地売買契約書第14条の違約金の免除及び第15条の損害賠償の請求権であります。

議案第48号は、同じく事業用地2の売却に係る相談業務委託料の予算計上であり
ます。

篠栗町一般会計の既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ、550万円を追加し、予
算の総額を歳入歳出それぞれ138億3,335万5,000円とするものであります。

当該3議案は、篠栗北地区産業団地内事業用地2において、ケアユー株式会社と2
019年2月に締結した土地売買契約書に基づき売却した土地について、使用及び事
業開始の見込みがなく、撤退の意思表示がなされていることから、買戻し権を行使し、
当該土地を取得すること、そのことに伴い、当該契約書第13条第1項に規定する買
戻し特約の行使をすることについて、同第14条第5項の違約金の免除及び同第15
条に基づく損害賠償請求権を放棄するもの、当該用地を売却する相手方の事業者を選
定するための相談業務委託として550万円を、一般会計補正予算に計上するもので
あります。

執行部の説明では、篠栗北地区産業団地事業用地2において、使用開始見込みがな
く、撤退の意思表示もなされていることから、篠栗北地区産業団地の早急な稼働のた
めにも、買戻し権を行使し、当該用地を取得するとのことであります。

また、早急に買戻し、進出問合せのある企業へ売却を行い、1日でも早く篠栗北地
区産業団地の形成を整えるべく対応するとのことであります。

買戻しについては、合意書の取り交わしにより、双方の意思確認を行い、それに基づ
いて、違約金の免除及び損害賠償請求権の放棄することが必要であるとのことであ
ります。

最後に、補正予算については、篠栗北地区産業団地進出企業誘致に係る支援業務で、
篠栗北地区産業団地において、町の企業誘致及び不動産取引に附帯する業務を行うも
のであるとのことであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略
いたします。

なお、討論はありませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、3議案ともに、賛成多数にて原案の
とおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、まず反対の討論のある方。

横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

3議案一括して反対いたします。

まず、この議案、ケアユー株式会社に、買戻すために本来であれば、契約書どおりいけば7,900万円違約金がかかるところを、その権利をいってみれば放棄して、購入金額と同額の金額で買戻すという議案でございます。

そもそも5年間、ケアユーはその場所を占有しておりまして、そして、もともと契約書どおりいけば、2年以内に操業を開始しないといけない、そういった契約の不履行状態の中、今回撤退することになったんですが、それに対して町が違約金を取るといえば、争いを起こすとケアユー側から言われて、争い事を起こせば、時間がかかってですね、新しい企業を誘致できなくなるため、違約金は請求しないと、そういった権利を放棄するということですが、そもそも行政がですね、争われるような対応をしてきたのかと。

_____全容が分からないまま、いってみれば、町民の財産となるはずだった7,900万円を放棄するということは、私は町民に対してですね、顔向けできないと思います。

簡単に7,000万円、8,000万円と言いますが、そもそもあの土地は、新しく企業が入ったところですね、固定資産税、法人税でいうと2,000万円から3,000万円になります、年間、大体ですね、試算すると、仮に3,000万円もあがらないと思いますが、3,000万円と仮定したところで、いってみれば、交付税の兼ね合いがありますので、じゃ、3,000万円あがれば、次の年から交付税が4分の3カットされます。手元に残るのは、いくらですか、750万円ぐらいですかね、750万円ぐらいになります。

違約金は7,900万円です。10年以上かかるわけです。

当然、契約書どおり違約金を請求できるわけですから、請求して、そして、いち早く次の企業を探すべきだと思います。

そして、違約金を取らなくてもいい、そういったように解釈をしてましたけれども、これが確実にそうなのか、今回の委員会では、私は判断できませんでした。

もし仮にですね、本来であれば契約書どおり違約金を取らないといけない、とそういうふうになった場合、私たち議会はですね、本来であれば、町民の財産になるものを、故意にね、それを放棄したことになるわけです。

いってみれば、町民に対するですね、この場で、背任という言葉を使っていいかどうか分かりませんが、もう、背任にも当たると、そういった恐れがあると私は感じています。

それだけね、まだ不確かなことばかりある、この議案をですね、急いであるのではなく、もともと5年間放置してたわけですから、より慎重にね、一つ一つ、どういった状況かを確認して、慎重に行っていくべきだと思いますので、この議案には、とてもね、賛成できません。反対いたします。

○議長（荒牧 泰範）

はい、次に賛成の討論のある方。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

私は、一連の議案、第46号、47号、48号に賛成の立場で討論をいたします。

本日審査されました、北地区産業団地事業用地2の買戻しに係る一連の議案は、令和6年第2回定例会における予算審査で、議会として、その予算を承認したものであります。

違約金につきましても、問題提起もありましたが、この件につきましても、当時、議論を尽くし、討論も行われた上で、採決が行われ、決定されたものであり、そこに執行権が発生したものであります。

議員は、議会の決定には従わねばなりません。従って、この議案に反対することはできないと思います。

よって、私は、議案46号から48号までの各議案に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

はい、それでは、次に賛成の討論のある方。

はい、討論がないようですので終結し、ただいまから採決を行います。

まず、権利の放棄から参ります。

議案第47号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第46号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第48号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、賛成多数と認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時33分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

古屋 宏治

篠栗町議会議員

栗須 信治
